

平成18年度井田老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会（中原区今井上町34番地）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
(3) 業務の範囲	<p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p>

2 管理運営(事業執行)に対する評価

評価項目	平成18年度管理運営の状況	評価及び指導
(1) 管理業務の実施状況		
①管理運営の基本的事項	<p>高齢者の健康いきがいづくりの場、小地域福祉活動の実践の場及び地域拠点の場を基本方針として、運営委員会を組織し、地域性を活かした運営及び事業の企画立案を行った。また、自主グループとの協働（実行委員会形式）により「老人いこいの家まつり」を行った。管理人は、老人いこいの家受付で利用者が利用簿に記入する際に声かけを行い、日常との変化はないか確認を行った。また、公平にサービスを提供するため、教養講座の内容や団体利用等の内容及び利用回数等について、公平に利用できるよう配慮した。</p>	運営委員会を通じたニーズ把握及び地区社会福祉協議会との連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営がなされている。また、管理人による声かけや教養講座申込状況・団体貸出申込状況の公開など、高齢者の心身や公平なサービス提供にも充分な配慮がなされている。
②安全管理への取り組み	<p>防火管理者資格の取得を促進し、市民救命士及びホームヘルパー3級の資格を取得した管理人を配置した。具体的には、利用者が入浴する際に血圧測定を実施し、平常値と異なる数字が出た場合には入浴しないよう指導したほか、入浴時は複数での利用をお願いし、体調急変等が発生した場合の即座の対応に努めた。さらに、災害時の避難訓練を実施した。</p>	概ね適切な安全管理がなされている。高齢者の入浴の危険性を年頭に置いた取組みは評価できる。今後においては、既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時の対応マニュアルとなるよう指導していく。
③運営に関する業務	<p>教養の向上や心身の健康増進を図ることを目的に教養講座を実施し、また、新たな利用者や地域の方々とのふれあいや生きがいづくりの場として交流を深めてもらえるよう、自主活動を支援した。教養講座の広報にあたっては、定員の制限があることもあり、運営委員会による地域住民への周知を行った。その他、いこいの家内に講座募集の掲示を行い、周知を図った。また、入浴事業の実施にあたっては、入浴水質の安全確保のために、川崎市衛生研究所へ検体を提出したほか、塩素濃度検査も実施した。</p>	年度を通じて順調に運営が行われている。また、入浴事業についても、公衆浴場として関係法令に従い、実施されている。今後は、新規利用者確保の点から、教養講座の広報の充実化が期待される。

評価項目	平成18年度管理運営の状況	評価及び指導																
(2) 利用状況 ①利用状況	<table border="1"> <tr><td>団体利用者数</td><td>6,564 人</td></tr> <tr><td>個人利用者数</td><td>17,448 人</td></tr> <tr><td>利用者数</td><td>24,012 人</td></tr> <tr><td>入浴者数</td><td>1,110 人</td></tr> </table>	団体利用者数	6,564 人	個人利用者数	17,448 人	利用者数	24,012 人	入浴者数	1,110 人	前年度の状況と比較し、利用状況はほぼ安定している。事業内容や広報を工夫するなどして、引き続き新規利用者の増加に努めることを望む。								
団体利用者数	6,564 人																	
個人利用者数	17,448 人																	
利用者数	24,012 人																	
入浴者数	1,110 人																	
②講座・行事の実施状況	<table border="1"> <tr><td>教養講座実施回数</td><td>86 回</td></tr> <tr><td>教養講座参加人数</td><td>1,343 人</td></tr> <tr><td>行事実施回数</td><td>4 回</td></tr> </table>	教養講座実施回数	86 回	教養講座参加人数	1,343 人	行事実施回数	4 回	教養講座・行事とも事業計画書どおり実施されている。今後もより一層の内容の充実を望む。										
教養講座実施回数	86 回																	
教養講座参加人数	1,343 人																	
行事実施回数	4 回																	
(3) 収支状況 ① 収支状況	<table border="1"> <tr><td>委託料</td><td>2,768,022 円</td></tr> <tr><td>指定管理委託料</td><td>2,768,022 円</td></tr> <tr><td>支出金額</td><td>2,571,093 円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>2,148,442 円</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>17,410 円</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>273,431 円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>131,810 円</td></tr> <tr><td>収支差額</td><td>196,929 円</td></tr> </table>	委託料	2,768,022 円	指定管理委託料	2,768,022 円	支出金額	2,571,093 円	人件費	2,148,442 円	事務費	17,410 円	事業費	273,431 円	消費税	131,810 円	収支差額	196,929 円	委託料の範囲内で適切な執行を行ったことは評価できる。今後ともサービスの質を維持しながら、適切な委託料の執行を望む。
委託料	2,768,022 円																	
指定管理委託料	2,768,022 円																	
支出金額	2,571,093 円																	
人件費	2,148,442 円																	
事務費	17,410 円																	
事業費	273,431 円																	
消費税	131,810 円																	
収支差額	196,929 円																	
(4) その他 ① 利用者からの意見・要望等への対応	<p>要綱を設置し、苦情受付担当者・苦情解決責任者の設置、さらに第三者委員を委嘱し、苦情受付体制を作っている。また、意見箱を設置し、いこいの家の運営等に対する意見や要望等の把握に努めた。また、利用者から管理人を通じて寄せられた意見等を運営委員会で協議した。なお、いこいの家まつりでは、運営委員会と参加団体等との実行委員会形式を取り、参加団体等の意見を取り入れた。 (利用者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康維持のために、軽易な運動を実施している団体へ参加したい。 (対応) ・自主講座を実施している団体を紹介した。また、来年度教養講座に健康体操教室(仮称)を企画することとした。 	利用者からの意見・要望等が出しやすいよう工夫されており、対応体制もしっかりとっている。																
② 個人情報の保護	<p>個人情報に関する方針(プライバシーポリシー・平成17年5月25日制定)に基づき、プライバシーポリシーをいこいの家に掲示し、周知した。利用者には、事故等への対応が不可欠なことから、初回利用日に「緊急連絡先記録簿」への記入に理解を求めた。なお、職員は「川崎市社会福祉協議会職員倫理要領」により、職務上知り得た個人情報について秘密を守り、退職後も守秘義務を負うこととしている。</p> <p>また、利用者が受付で記帳した住所や連絡先等の個人情報については、保管場所に保管し施錠して第三者の目に触れることないように厳重に取扱った。</p>	緊急時に備えて利用者の個人情報を保有しているが、方針に基づき、協定に従って適正な維持管理が行われている。今後とも個人情報保護の徹底を望む。																

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成18年度においては、指定管理業務を開始して1年目でありながら、概ね事業計画に沿った管理運営ができており、平成17年度までの運営を踏まえた上で、全体的に安定した管理運営がなされている。引き続き高齢者の健全ないこいの場として高齢者的心身の健康増進に寄与できるよう、さらに多くの高齢者に利用してもらえるように努めて欲しい。

4 来年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時のすべての対応を定めたマニュアルを作成すること。
- ・教養講座の広報に努め、新たな利用者の確保に努めること。